平成２１年（フ）第１２９号
山口県防府市勝間３丁目６番37号
債務者　森岡　勝則
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　和義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６７４号
さいたま市北区日進町３丁目491番地　リエス宮原ウエスト301
債務者　庄崎　和伸（旧姓島本）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保村康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
愛知県新城市富沢445番地２、住民票上の住所愛知県新城市矢部字本並95番地２
債務者　古瀬　勝則
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　成人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３３０号
大分市山津町２丁目３番23号ハイネス佐藤101
債務者　高山　廣美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１５０７号
横浜市保土ケ谷区藤塚町13番78号
債務者　加藤　浩之
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越川　純哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０８号
横浜市保土ケ谷区藤塚町13番78号
債務者　加藤　明美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越川　純哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３７号
さいたま市北区宮原町１丁目222番地　ＫＥＤＩＣＯかものみや508号
債務者　上原　泰裕
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　一司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４５号
函館市深堀町６番８号
債務者　三上　美春
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月６日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２４２号
函館市石川町332番地３
債務者　福田　悦子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月６日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２４８号
函館市大森町19番８―311号
債務者　浦波　英隆
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月６日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２４９号
函館市大森町19番８―311号
債務者　斎藤智恵子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月６日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２６７号
函館市川原町１番23号
債務者　澤田　亜希
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月６日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２７５号
函館市白鳥町19番26号
債務者　水島　朋子（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月６日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第７６号
三重県伊勢市馬瀬町840番地
債務者　濱口　千恵
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第５１６号
宮城県名取市植松４丁目19番２号　ジョイファムＫ101号
債務者　山谷　美香
1　決定年月日時　平成21年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４３号
山形県長井市寺泉2831番地の１
債務者　小林　俊子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第７４号
山形県米沢市遠山町1165番地
債務者　堤　　菁
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
山形地方裁判所米沢支部